

LGBT などの性的マイノリティ サポートハンドブック

～熊本市職員として知っておくべき基礎知識～

平成 30 年8月

熊　本　市

協力　くまにじ

はじめに

本市では、「互いに認め支え合い、だれもが平等に参画できる社会の実現」をめざしています。

しかしながら、現状においては多様な性のあり方について市民等の理解が十分には得られておらず、偏見や差別等が見受けられる状況です。

また、2019年には本市ではラグビーワールドカップや女子ハンドボール世界選手権大会、さらに2020年には東京オリンピックの開催も控えており、これを契機として国内外から多くの方々が本市を訪れることが想定されます。性的マイノリティを含む多様な来訪者を温かく迎える環境の整備は喫緊の課題となっています。

これらのことから、まずは日常的に様々な市民が手続きや相談に訪問する市役所において、市職員が性的マイノリティに対する正しい知識を持つとともに、その抱えている困難等についても十分に理解し、寄り添った適切な応対を心掛けることが重要です。

誰もが、性のあり方は一人ひとり違うことを理解し、お互いを尊重しあえる社会となるため、当ハンドブックをご活用いただければ幸いです。



〈 もくじ 〉

1　性の多様性の尊重

（1）　性のさまざまな要素・・・・・・・・・・・・・・　1

（2）　LGBTとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

2　市民等への対応

（1）　窓口や電話での対応等・・・・・・・・・・・・　4

（2）　性別欄の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・　5

（3）　公共施設利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

（4）　所管事業の見直し・・・・・・・・・・・・・・・　6

（5）　災害時における対応・・・・・・・・・・・・・・　6

3　職場における対応

（1）　職場内での言動・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

（2）　採用時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

（3）　福利厚生制度等・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

4　関連情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10



〈レインボーフラッグ〉

上から赤・橙・黄・緑・青・紫の６色のこのフラッグは、性的マイノリティのシンボルであり、性の多様性を尊重する意思や連帯を表現するものとして、日本でもよく用いられています。

1　性の多様性の尊重

誰もが出生時に割り当てられた性別のとおり育ち、異性を好きになるのでしょうか？

性はひとくくりにして考えられがちですが、性にはさまざまな要素があります。性を要素に分けて考え、人それぞれに性のあり方は様々であることを知り、違いを尊重しましょう。

（1）性のさまざまな要素

生物学的性（Biological Sex）は、外性器、内性器、性染色体、性ホルモン分泌などに見られる生物学的特徴によるものです。出生後に見られる生物学的性により性別が割り当てられ、法律上の性別が届け出られます。女、男といっても、その生物学的性には様々なバリエーションがあります。生物学的性の点で、先天的に非定型的である状態はインターセックスや性分化疾患（Disorders of Sex Development＝DSDs）と呼ばれます。

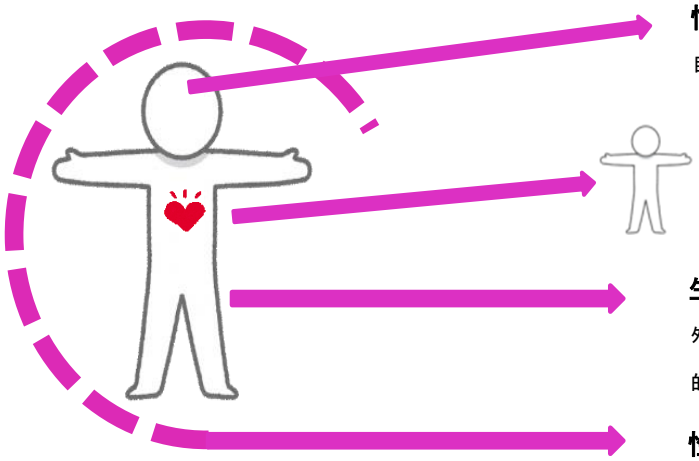
性自認（Gender Identity）は、「男性」、「女性」、「男性と女性のどちらでもある」、「どちらでもない」などといった、自分がどの性別であるかの認識のことです。生物学的性別と一致する人もいれば一致しない人もいます。

性自認を治療で変えることはできません。

性的指向（Sexual Orientation）は、恋愛感情や性的な関心の対象が、どの性別に向いているかを示すものです。異性愛、同性愛、両性愛などがあります。異性愛と一言で言っても、100 パーセント異性に向いているかというと人それぞれであり、性的指向も多様です。また、恋愛感情や性的な関心がいかなる性別の人にも向かないということもあります。

性的指向も治療で変えることはできません。同性愛が病気であるという認識は医学上否定されています。

性別表現（Gender Expression）は、服装、しぐさ、言葉づかいなどで性別に関しなされる表現のことです。性自認と一致することが多いですが、一致しないこともあります。



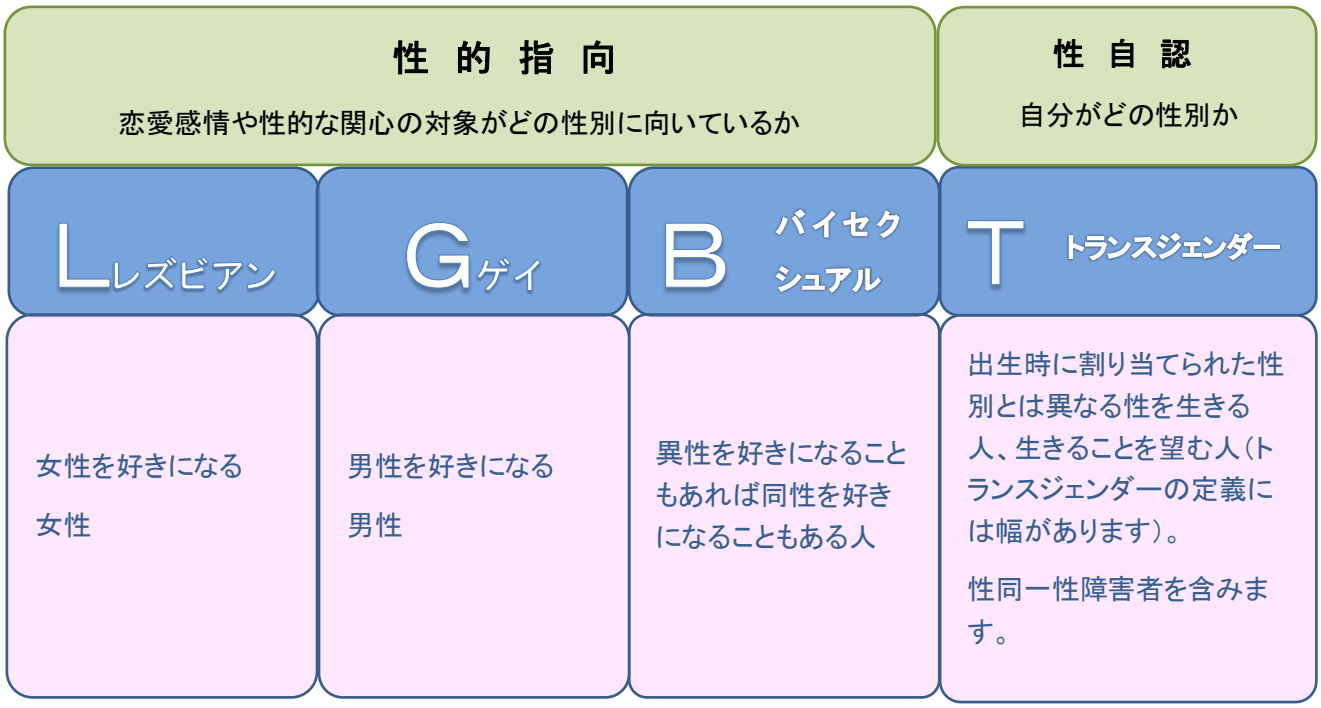
性自認（Gender Identity）
自分がどの性別であるかの認識

性的指向（Sexual Orientation）
どういった性別の人を好きになるか？

生物学的性（Biological Sex）
外性器、内性器、性染色体、性ホルモン分泌などに見られる生物学的特徴によるもの

性別表現（Gender Expression）
服装、しぐさ、言葉遣いなど

（2）LGBTとは



「LGBT」とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとったもので、性的マイノリティの総称として使われることがあります。

T（トランスジェンダー）は、定義に幅があり、「出生時に割り当てられた性別とは異なる性を生きる人、生きることを望む人」や「生物学的性と性自認が一致しない人」などと説明されます。また、性同一性障害者は医学的基準により性同一性障害（GID: Gender Identity Disorder）と診断を受けた人のことで、いずれの定義でもトランスジェンダーに含まれます。

上図のとおり、LGBは性的指向に基づくもので、Tは性自認に関するものです。違う事柄について分けられているものなので、L・G・B・Tと別個に分かれているというわけではありません。つまり、Tであることで性的指向は何も既定されませんから、Tであり異性愛者である人もいますが、TでありL、GまたはBである人もいます。なお、例えば、生物学的性が女、性自認が男、性的指向が女である人の場合、その人の性自認を尊重するべきですので、この人を生物学的性に基づき「L」だというべきではありません。

LGBT以外にも、性自認や性的指向が分からない・明確ではない人（「クエスチョニング」などと言われます）などもいます。

大切なことは、LGBTであるかどうか、性的マイノリティであるかどうかということではなく、いかなる生物学的性、性別、性自認、性的指向、性別表現であっても、それぞれのあり方が尊重されるべきであるということです。数が多いあり方を正しいとせず、お互いのあり方を尊重しましょう。

【コラム1】 性的マイノリティは、ホントにいるの？どのくらいの人が性的マイノリティなの？

「身近にいるなら、今までに会ったことがあるはず」、「もっと会ったことがあるはず」そう思われる方は多いのではないでしょうか。

見ただけではなかなか分からないことが多く、「いない」、「会ったことがない」ではなく、「気づいていないだけ」というのが正確でしょう。

では、どのくらいの人が該当するのでしょうか。

民間の調査をもとに13人に1人などと言われていますが、日本では、まだ、性的指向や性自認を、人口を代表する形で調べたデータはなく、「何人に1人」ということを言うことはまだ難しい状況です。人口を代表する形で調べたデータがなく基礎的な資料も不十分であるということも、今の日本で性的マイノリティが置かれている状況をあらわしていると言えます。

人口を代表するものではありませんが、回収率が高い調査としては、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」が調査主催として、平成29年10月から12月にかけて、三重県立高校に在籍する2年生の生徒を対象に行ったアンケートがあります。全日制の生徒10,560人のうち90．3%もの生徒から回答が回収されました。身体の性と心の性が一致しており恋愛対象は異性と回答したのは88．5%で、無回答などを除いた残りは、10．0%にものぼりました。高校生ということでまだ成長段階にあるという点を考慮する必要がありますが、前述した民間の調査と矛盾がないと言えます。

2　市民等への対応

市役所の窓口には様々な市民の方々が手続きや相談に来られます。そのような中で、LGBTなど性的マイノリティの方は、市職員が性的マイノリティのことを想定していないのではないかなどと思い、大きな不安を抱えて窓口に来られることもあります。

性的指向や性自認等に関して必要な配慮は、人権やダイバーシティ（多様性）の観点からも公務に従事する者に求められるものです。

性のあり方は多様であることから、対応方法は一人ひとり異なります。

市民対応等を行う際は相手の意向を汲むコミュニケーションが必要です。

市職員として普段から性的指向や性自認等に関して理解を深め、どのような対応が必要であるか考えましょう。

困っていること（当事者の声）

・戸籍上の性別や名前と見た目が違うので、書類提出の際、性別・氏名の再確認を周りの人にも分かる形でされて、イヤな思いをした。

・各種手続き・アンケートで性別を記載するときに戸惑う。

・自分が思っている性別のトイレに入れない。

・病院で自分の思っている性別ではない大部屋に入院させられた。

・病院で同性のパートナーの病名を教えてもらえない。

・市営住宅に同性のパートナーと一緒に入居できない。

・DV の相談をしたが、同性どうしなので保護してもらえなかった。

（1）窓口や電話での対応等

・保険証、住民票、戸籍謄本、マイナンバーカード等が提示される際、書類上の記載と外見等が一致しないからと、**必要以上に見比べたり、聞きなおしたり、大きな声で確認することは避けましょう。**

【望ましい対応の例】

★本人確認に際しては性別や氏名が周りにわからないよう配慮し、書類等を指差し、「この書類で間違いありませんか」「こちらでよろしいですか」と尋ねる。

★窓口で呼び出す場合は番号等が望ましいが、氏名を呼ぶ場合でも苗字等だけで行い、プライバシーの確保に特に留意する。その場合、カウンターでなるべく性別によらず、生年月日や住所等、他の方法で本人確認を行う。

★異性パートナーを前提とした関係性の表現は避けること。

（例）夫・妻・旦那様・奥様　⇒　パートナー、お連れ合い、お付き合いされている方

お父さん、お母さん　⇒　保護者の方、ご家族の方　など

・電話対応時は、**性別、また、パートナーが同性であることなどが、電話の相手の周りの人に気づかれないよう配慮が必要です。**

【望ましい電話対応の例】

「～をお聞きしてもいいですか」「～の理解でいいですか」「答えにくいことは答えなくて結構です」等の言葉を使い、相手の意向を確認しながら対応する。

職員の思いこみから、例えば、パートナーは異性だと決めつけてしまい、パートナーが同性であることを言いづらくさせるといったことがないようにするなど、固定観念、先入観、偏見を持たずに対応することが重要です。

子育て家庭の親が同性カップルの場合もあります。また、ＤＶは同性間でも起こります。

あらかじめ性的指向や性自認が非典型である方からの相談ケースへの対応を検討しておく必要があります。

以上のことは、市役所各課の非常勤嘱託職員や臨時職員、指定管理者職員、委託業者等、本市の行政サービスの関わる者に対しても、人権侵害となるような行動をとらないよう周知や指導等を行うことが必要です。

★ **職員一人ひとりの言動が「熊本市職員の代表」「熊本市職員の対応」であることを自覚しなくてはいけません。**

【窓口での表示】

男女共同参画課及び男女共同参画センターはあもにいでは、性的マイノリティの方々に配慮した対応を行う窓口であることを明示し、安心して来課してもらうために、カウンターに「当課ではLGBTフレンドリーな対応を行います！」の表示を行っています。



（2）性別欄の取り扱い

市で所管、使用しているもので、市民が記入する必要のある様式、申請書等すべての文書等について点検し、法律で義務付けられているものや、男女の不平等解消のために男女比を明らかにする必要がある場合など合理的な理由があるものを除いて、本当に性別欄が必要であるか改めて精査が必要です。その上で、不要な性別欄は削除が必要です。

どうしても性別の記載が必要と判断した場合でも、性別の回答を任意項目や記述式にしたり、「戸籍上の性別とご自身の思う性別（性自認）が異なる場合は、性自認に従ってご回答ください」という記載の方法も検討しましょう。他にも、男性、女性のほかに「その他（または答えたくない）」の項目を設けることも考えられます。

（3）公共施設利用～性自認に配慮した施設の利用～

トイレや更衣室、入浴施設、宿泊施設等の、通常、性別を区別した施設についてはなるべく本人の意思を尊重しつつ他の利用者との調整をどう行うか等、あらかじめ検討しておく必要があります。なお、2012 年のゴルフクラブ入会拒否事件の裁判では、法律上性別の取り扱いを変更している人については変更後の性別で施設を利用させなければならないと判断されました。少なくとも、性別の取扱いを変更した人については、変更後の性別での施設利用が認められなくてはなりません。

また、性別の区別のない「誰でもトイレ」等の施設も有効ですが、その利用のみを強制しその利用者の性自認に合った施設を利用させないことには不信感や不快感を与える恐れがありますので、留意する必要があります。

スポーツ施設等の催し物等で多くの人々がいっせいに更衣室等を利用するような場合は、使用時間をずらす、別のスペースを確保するなどの調整を、使用者や施設の事情を勘案し、個別に検討することが考えられます。

（4）所管事業の見直し

現行において、親族を要件としていたり、運用上要件とするかのように扱われていたりする場合、法律上同性であるパートナーも同様の取り扱いとするよう、条件の緩和、運用改善の可能性やそのための方策について検討が必要です。

【例】公営住宅の入居、公立病院の面会や手術同意　など

（5）災害時における対応

災害時には誰もが被災者で、行政も特別な状況となるので、性的少数者の存在を忘れがちになります。

性の多様性を十分理解したうえで、その課題の整理や性的マイノリティや支援者の意見を反映した地域防災計画の見直し、避難所マニュアルの改訂を行う必要があります。

【 避難所等での困りごと 】

・同性カップルで避難しようとしても同じ区画に入りづらい。
・避難者名簿に戸籍上の名前を書かなくてはいけないと思い、避難所に行けなかった。
・男か女かわからないと避難所の職員や他の避難者から奇異の目で見られる。
・身体を見られて不審がられないか心配で、入浴できなかった。
・自認している性別に応じた下着や衣類がもらえない。
・自認している性別の更衣室やトイレが使いづらい。
・（トランスジェンダー男性で生理がある場合）生理用品をもらいづらい。
・性的マイノリティであることが関係して困っていることやつらさを誰にも言えない。
・災害発生のため、定期的なホルモン治療ができなくなった。



３　職場における対応

誰もが働きやすい職場であるためには差別やいじめ、パワハラ、セクハラ、マタハラ、モラハラなどのハラスメントがないことが大切です。そのような意図がない言動や冗談でも、受け手側が不快な思いをしたり嫌だと感じたりしたらハラスメントになりうることを理解しましょう。特定非営利活動法人虹色ダイバーシティと国際基督教大学ジェンダー研究センターとの共同研究調査「LGBTと職場環境に関するアンケート調査 2016」※によると、性的マイノリティが「職場での差別的発言が多い」と感じている人が58%いるのに対して、非当事者ではそう感じている人は29%と、感じ方にズレがあることがわかります。

(1)職場内での言動

「生物として異常」、「あぶない」、「気持ち悪い」、「足りないものがある」などの性的マイノリティを蔑視するような不用意な発言は、絶対に許されるものではありません。このような発言は当事者である職員だけでなく、親族などに当事者がいる人も傷つけるもので人権侵害にあたります。

また、「オカマ」、「ホモ」、「レズ」といった言葉は侮辱的表現と受け取られることのあるものですので、職場の内外に限らず使用しないようにしましょう。

【その他、差別的な言動の例】 ※（表現を一部加工）

・「〇〇部の〇〇はあの歳で独身、絶対ホモ」と噂する。
・「そういう普通じゃない人はうちの部にはいらない」と上司から言われた。
・「あいつゲイっぽいよな」と笑いのネタされた。

※(c) Nijiiro Diversity, Center for Gender Studies at ICU 2016

【職場での配慮】

★戸籍上とは別の性別の施設利用（トイレや更衣室等）を希望する場合は、希望者のプライバシーに配慮しつつ、対応を検討する。男女別トイレが利用しにくい場合に備え、「誰でもトイレ」の設置にも努めておく。

★恋バナや婚活などの相手が不快に思うような雑談は、性的指向の典型・非典型に関わらず慎む。

★カミングアウトをされた際、「好きにならないでね」、「襲うなよ」等、不用意な発言は避ける。

★カミングアウトされた場合、誰が知っているのか、また、誰に伝えてよいか、伝えないでほしいかを聞き、アウティングを行わないようにする。

★宿泊を伴う出張は部屋割りや入浴時間に配慮する。

※平成26年7月1日施行の男女雇用機会均等法施行規則の改正等で、職場におけるセクシュアルハラスメントに、異性に対するものだけではなく同性に対するものも含むことが明文化されました。

さらに、いわゆるセクハラ指針（平成18年厚労省告示第615号）の平成29年1月1日施行分の改正で、同指針の対象となるセクハラは、セクハラ被害を受けた側の性的指向または性自認に関わらないことが明らかにされています。

（2）採用時の対応（審議会等公募委員、非常勤職員、臨時職員等）

採用の可否は、仕事の適性や執務上の能力を有しているかで判断するものであり、性的指向、性自認、性別表現は関係ありません。

もちろん、面接時にも、戸籍上の性別と一致しない服装、ふるまい、言葉使いなどの、職務上の能力と関係ないことについて、差別的言動や相手を傷つける行動は厳に慎みましょう。

（3）福利厚生制度等

休暇や福利厚生制度については、より多くの職員が公平に利用でき給付が受けられるよう、担当部署において根拠法令との整合性や他自治体の状況等も参考に検討していくことが望まれます。

健康診断や医師の診断書は、職員の希望する医師の受診を認めることが望まれます。

また、産業保健スタッフは性的指向や性自認について知識や理解をさらに深め、職員等からの相談に的確に対応していくことが求められます。

【コラム2】　性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

平成16年に施行された性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下、「特例法」といいます。）により、一定の要件を満たせば、法律上、性別の取扱いを変更できるようになりました。

変更前であれば、自分たちの関係を異性だと思っていたとしても、法律上は同性であるために結婚できなかった人も、変更後は、法律上異性ということになり、結婚することもできます。

平成29年までに性別の取扱いを変更した人は 7,809 人で、もちろん熊本にも性別の取扱いを変更した人がいます。

しかし、性別の取扱いを変更するには外科的な手術の必要があるなど要件が厳しく、変更したくしても変更できない人も多くいます。

性的マイノリティにとっても暮らしやすい熊本にするために活動する民間団体「くまにじ」が平成29年から平成30年にかけて行った、熊本県在住または熊本県在住経験のある性的マイノリティを対象としたアンケートでは、割り当てられた性別と性自認が異なる人65名のうち、性別の取扱いを変更している人はわずか5名（8パーセント）しかいませんでした。

特例法があるからといって、性別の取扱いを変更している人ばかりではなく、むしろ少ないのだということを踏まえて、対応する必要があります。

最低限知っておきたいLGBT基礎用語

生物学的性 （Biological Sex）	性の要素の1つで、外性器、内性器、性染色体、性ホルモン分泌などに見られる生物学的特徴によるもの
性自認 （Gender Identity）	性の要素の1つで、「男性」、「女性」、「男性と女性のどちらでもある」、「どちらでもない」などといった、自分がどの性別であるかの認識のこと
性的指向 （Sexual Orientation）	性の要素の1つで、恋愛感情や性的な関心の対象が、どの性別に向いているかを示すもの
性別表現 （Gender Expression）	性の要素の1つで、服装、しぐさ、言葉づかいなどで性別に関しなされる表現のこと
LGBT	レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとったもので、性的マイノリティの総称として使われることがある。
レズビアン	性自認が女性で、性的指向が女性に向く人
ゲイ	性自認が男性で、性的指向が男性に向く人
バイセクシュアル	異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある、性的指向が男女どちらにも向く人
ヘテロセクシュアル	異性愛者。その人の性自認を基準として性的指向が異性に向く人
トランスジェンダー	出生時に割り当てられた性別とは異なる性を生きる人、生きることを望む人。対義語は、シスジェンダー。定義に幅があり、生物学的性と性自認が一致しない人などと説明されることもある。いずれの場合も、性同一性障害者を含む。
ＦｔＭ（えふていえむ） （Female to Male）	出生時に割り当てられた性別は女性であるが、男性として生きる人、生きることを望む人。トランスジェンダー男性という場合もある。
ＭｔＦ（えむていえふ） （Male to Female）	出生時に割り当てられた性別は男性であるが、女性として生きる人、生きることを望む人。トランスジェンダー女性という場合もある。
Ｘジェンダー	出生時に割り当てられた性別に関わらず、性自認が女性、男性に二分できないトランスジェンダー
カミングアウト	自分が性的マイノリティであることを認め、それを自らの意思で他者に伝えること
アウティング	他者のセクシュアリティを、その人の同意なく、第三者に伝え、暴露してしまうこと

４ 関連情報

	窓口名	連絡先	相談日・時間
熊本市の相談窓口	男女共同参画センター はあもにい総合相談室	343-8306	火～土曜日 10:00～16:00
	心理相談	344-6600	第 2 火曜日 13:00～16:00
	DV 相談専用電話	344-3322	月～金曜日 8:30～17:15 第 4 土曜日 10:00～16:00
	福祉総合相談 家庭・女性相談	中央区 328-2301 東　区 367-9127 西　区 329-5403 南　区 357-4129 北　区 272-1118	月～金曜日 8:30～17:15
	こころの健康センター	362-8100	月～金曜日 9:00～16:00
	児童相談所	366-8181	月～金曜日 8:30～17:15
	子ども･若者総合相談 センター	TEL 361-2525 FAX 366-2558 メールアドレス kodomosougousoudan @city.kumamoto.lg.jp	・電話・FAX・メール 相談（24 時間受付） ・面接相談、FAX・メール（返信） 月～金曜日 8:30～17:15
民間の相談窓口	よりそいホットライン	0120-279-338	24 時間受付、年中無休

※熊本市の相談窓口は性的マイノリティを対象とした専門相談機関ではありません

※市外局番 096 を省略しています。

～当事者の想い～



私はスカートが嫌いで、野球やサッカーをして
遊ぶのが好きでした。
時々、他のクラスの人や上級生が、
男のコと一緒に遊んでいる私に対して、
集団で、「お前、男?女?」、「中性って知ってる?」
「オトコオンナ」、「変態」などと言って、からかったり
バカにしてきたりすることがありました。
「自分は全然知らない人から何か言われて
怖い目にあうこともある存在なんだ」
ということを十分認識させられました。

けれど家族は誰も私に、「女らしくしろ」とか
「スカートをはけ」とか言うことがありませんでした。
男のコとばかり遊んでいることを
一度も咎められませんでした。
家族のだれからも「男のコみたいだね」とすら
言われた覚えはありません。
私が私のままでいることを
ずっと自然に受け入れてくれていました。

「男」「女」の枠組みに当てはまらない存在に対して
大人もですが、子どもはもっと
素直に残酷なことをすることがあります。
そんな時、まわりにどんな大人がいるかはとても大切で
時には命に関わることだと思います。
私の場合は家族に助けられましたが
学校の先生、近所の人、図書館の職員
地域のスポーツクラブの人、塾の先生
いろんな大人が言葉をかけ
受け入れることで救われることがあると思います。



僕は熊本市に住み
男性同性愛者として社会的に
カミングアウトをして生きています。

振り返ると、同性に対して恋愛感情を抱いたのは
中学生の頃からだと思うけど
はじめてはっきりと意識して
同性の男の子を好きになったのは
2000年に沖縄で出会った
異性愛者の男の子に対してだった。

その子にメールでカミングアウトして
自分の気持ちを伝えたが返事がない日が続き
告白しなければよかったと悩んだが
一週間ぐらいしてその子から返事がきた。

「お前が好きになった奴が
たまたま女を好きだっただけで
俺は何もしてあげられないけど
話ぐらいならいつでも聞くよ。」



LGBTなどの性的マイノリティサポートハンドブック

～熊本市職員として知っておくべき基礎知識～

【編集・発行】熊本市市民局市民生活部男女共同参画課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町１番１号

℡（096）328-2262・FAX（096）351-2030

E-mail：danjokyoudou@city.kumamoto.lg.jp

※本サポートハンドブックは、一般社団法人社会的包摂サポートセンター発行、性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会監修「性自認および性的指向の困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン」、千葉市発行「LGBT を知りサポートするためのガイドライン」、文京区発行「性自認及び性的指向に関する対応指針」及び「福岡県発行「おもてなし RAINBOW GUIDEBOOK」の内容を参考に作成しました。